

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2018年4月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

税関事前教示制度に関する実施ガイダンスの公布

2018年1月31日、中国税関総署は2月1日から施行される税関事前教示制度の実施ガイダンスとして、「《中華人民共和国税関事前教示管理暫定弁法》の実施に関する事項についての公告」(税関総署公告 2018年第14号(中国語)、以下「14号公告」)を公布した。14号公告の規定により、税関は事前教示制度の施行日(すなわち2月1日)から、従来の「3つの仮審査」(すなわち原産地の仮認定、価格の仮審査、貨物の仮分類)に関する申請の受理を取りやめる。これは、「3つの仮審査」制度の正式な廃止を意味するものである。

2017年年末に、税関総署は「中華人民共和国税関事前教示管理暫定弁法」(税関総署第236号令(中国語)、以下「暫定弁法」又は「第236号令」)を公布し、2018年2月1日から税関事前教示制度を正式に施行することを明らかにした(デロイト Tax Newsflash(中国語)を参照のこと)。今回公布された14号公告は、「暫定弁法」の関連規定に対して、細部の明確化と補充規定を行う上で、関連の手続書類を統一化・規範化するものである。

1. ハイライト

(1) 事前教示の申請者

輸入貨物の荷受人又は輸出貨物の荷送人、と明確化された。

事前教示の申請者については、236号令において「**実際に輸出入活動に従事し、かつ、税関で登録した対外貿易経営者**」と規定されているが、14号公告において「**輸入貨物の荷受人又は輸出貨物の荷送人**」と明確化されている。14号公告の規定は、「中華人民共和国税関法」における「関税の納税義務者」の規定(輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人、出入管物品の所有者は、関税の納税義務者となる)との整合性を確保するものであり、実務における輸入貨物の荷受人と輸出貨物の荷送人に係る権利、義務及び責任を考慮したものである。実務において、「荷受人/荷送人」は多くの場合において、輸入/輸出取引における「買手/売手」であり、輸出入取引の計画と関連の取り決めを作成した者であるため、事前教示の申請者として適任である。ただし、特定の状況において、商品の実際の「買手/売手」(又は所有者)は、通関目的のための荷受人/荷送人ではなく、商品を使用又は製造する者であるという例外も存在する。

(2) 貨物の輸出入予定日から3カ月以内の事前教示申請が容認される特殊な状況

- 不可抗力又は政策の調整の原因で、輸出入予定日から3カ月以内に申請することになった場合
- 申請企業による税関での登録から3カ月未満である場合

事前教示申請は通常、貨物の輸出入予定日の3カ月前に提出すべきである。14号公告は、事前教示の申請期限について、極めて限定的な例外規定を提供している。事前教示の申請を検討されている輸出入業者は、輸出入計画を踏まえた上で、事前教示申請を事前に計画する必要がある。

(3) 事前教示申請書

「関税分類」、「関税評価」、「原産地」の3種類に分けられており、14号公告に添付されている申請書テンプレートには、備考、記入説明及び秘密保持声明が含まれている。

申請書テンプレートから見て、申請者に多くの情報記入が求められる。「事前教示申請書(価格)」を例に挙げると、記入事項は関税評価のテクニカル面のキーポイントのほとんどを網羅しており、中には、申請者によるテクニカル面での判断を必要とする記入項目も存在するため、申請者に高水準な予備知識を要求している。

(4) 申請の提出ルート

申請者は「[中国電子口岸](#)(中国語)」の「税関事務連絡システム(QPシステム)」又は「[インターネット+税関](#)(中国語)」を通じて、「事前教示申請書」及び関連の書類を提出する必要がある。

(5) 事前教示回答書

事前教示回答書は申請書と同様に、「関税分類」、「関税評価」、「原産地」の3種類に分けられており、また、「本事前教示回答書は発行日から3年以内に有効である」と明記される。

回答書における上述の記述は、236号令第11条の規定(事前教示回答書は申請者に送付された日を発効日とする)との間に相違が見られるが、追って明確化が待たれる。

(6) 事前教示回答書の開示

申請者の商業秘密に関わるものを除き、税関はウェブサイト掲載などの方式により、事前教示回答書の内容を開示する。

236号令において、事前教示回答書の開示について規定されており、開示された事前教示回答書は、同種類の事項に対する行政決定の参考となる。また、申請者の商業秘密を保護するため、「事前教示申請書」に秘密保持声明が導入されており、申請者はチェックボックスにチェックマークを入れる方式で、税関による事前教示回答書の開示を同意するか否かを表明する。関税分類に関する回答書について秘密保持を税関に要求する場合、その理由と期限を追記する必要がある。

(7) 事前教示回答書の使用

申請者が「事前教示回答書」に記載された状況に該当する貨物の輸出入を行う場合、「事前教示回答書」の内容どおりに申し、かつ、通関申告書の備考欄に「事前教示+回答書番号」を記入する必要がある。(例えば、番号がR-2-0100-2018-0001である事前教示回答書を使用して通関申告を行う場合、通関申告書の備考欄に「事前教示 R-2-0100-2018-0001」と記入する必要がある)

上述の「事前教示回答書に記載された状況に該当する貨物」については、14号公告では明確に定義されていない。14号公告の添付資料を参照すると、下記のように捉えることができる。

- 関税分類に関する事前教示の場合、「同様の貨物」を指す
- 関税評価に関する事前教示の場合、「事前教示申請の対象である契約書に基づき輸入する取引対象貨物」を指す
- 原産地に関する事前教示の場合、「同一の製造企業が同様の材料を用いて生産する同一型番の貨物」を指す

(8) 原産地関係の事前教示に関する特別規定

協定税率又は特惠税率の適用を申請する場合、輸入者は貨物の輸入に際して、規定どおりに原産地証明書又は原産地声明を提出しなければならない。

原産地に関する事前教示回答書は、申請者より提出される「事前教示申請書(原産地)」に記載されたHSコードに基づき発行される。貨物の輸入に際して、「事前教示申請書(原産地)」におけるHSコードの適用が間違っていると税関が判断する場合、当該「事前教示申請書(原産地)」は使用不可能となる。

上述の規定から分かるように、原産地関係の事前教示を申請する際に、正しいHSコードの適用は極めて重要である。申請者が間違ったHSコードを事前教示申請書に記載したと税関が判断した場合、関連の原産地事前教示回答書は使用不可能となり、予定の役割を果たせなくなる恐れがある。

2. デロイトのコメント

「WTO貿易円滑化協定」は、加盟国に事前教示制度の導入を要求している。236号令の公布は、既存法体系の枠組み内における税関事前教示制度の導入を意味するものであり、「WTO貿易円滑化協定」の受諾と履行に関する中国の承諾に基づく行動である。事前教示制度の導入は、ビジネス環境の改善を推進し、通関申告の予測可能性と確実性に法的根拠を提供することに積極的な役割を果たす。

14号公告は、236号令の関連規定に対する細部の明確化と補充規定の提供に伴い、従来の「3つの仮審査」制度の廃止を明確にすることで、既存法規との矛盾を避け、法執行の基準を統一化し、関連の申請手続を明確にした。

関税分類、関税評価、原産地はいずれも卓越したテクニカルスキルを要求する専門分野であり、関連の事前教示申請を受理・審査する税関の内部機構にとって、業務の効率と専門性及び異なる税関の間における事前教示回答の一致性を確保できるか否かは大きなチャレンジとなる。現在、「申請者の登録地を直接管轄する税関が事前教示申請を受理する」ことが明確化されているが、輸出入業者が注目している事前教示の審査メカニズム及びその根拠は追って情報開示が待たれる。

事前教示を申請する企業は、記入情報の正確性、開示情報の完全性、申請資料提出の期限について厳しく要求される。事前教示申請をスムーズに推進するために、申請者は関連情報を整理し、申請対象事項及び開示情報について全面的に評価するとともに、輸出入計画を踏まえた上で、事前教示申請を事前に計画する必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人
東京事務所

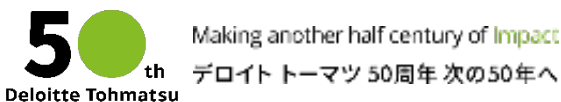
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001